

## 尼崎市乳児等通園支援事業に係る生活困窮家庭等負担軽減取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号。以下「確認基準」という。)第12条第2項に規定される、特定乳児等通園支援事業者(以下「事業者」という。)が乳児等支援給付認定保護者(以下「保護者」という。)から支払を受ける額(以下「利用料」という。)について、保護者の金銭的負担を軽減するため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領における用語の意義は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)、確認基準、特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準(こども家庭庁告示第〇号)及びこども家庭庁が作成する「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」の例による。

### (負担軽減の対象となる者)

第3条 利用料の負担軽減の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する保護者のうち、第5条各項に定める適用を受けた保護者(以下「対象保護者」という。)とする。

- (1) 生活保護世帯(生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「保護法」という。)第6条第1項に規定する被保護者の属する世帯)
- (2) 市民税所得割合算額(支給対象小学校就学前子ども(以下「支給対象子ども」という。)を扶養する父母(支給対象子どもの父又は母と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及びそれ以外の同じ住所地に居住する扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)のすべての者の市民税所得割課税額の合計額)が77,101円未満の世帯又は法第30条の4第3号に規定する市民税非課税世帯(第1号に掲げる場合を除く。)
- (3) 特に支援が必要と認められる世帯(保護者又は支給対象子どもの心身の状況及び養育環境等を踏まえ、乳児等通園支援事業の利用及び利用料の負担軽減が適当であると認められる世帯。第1号及び第2号に掲げる場合を除く。)

### (適用申請)

第4条 前条第1号又は第2号に該当する世帯の保護者で、利用料の負担軽減適用を受けようとするときは、尼崎市乳児等通園支援事業利用料負担軽減適用申請書(様式第1号)に関係資料を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前条第3号に該当する世帯の保護者で、利用料の負担軽減適用を受けようとするときは、尼崎市乳児等通園支援事業利用料負担軽減適用申請書(様式第2号)を尼崎市が設置するこども家庭センター(北部保健福祉センター(北部こども家庭支援担当)又は南部保健福祉センター(南部こども家庭支援担当))に持参し面談を受けた上で、市長に提出しなければならない。

### (適用可否及び通知)

第5条 市長は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、利用料の負担軽減を適用するときは、尼崎市乳児等通園支援事業利用料負担軽減適用通知書(様式第3号)により対象保護者に通知するとともに、こども誰でも通園制度総合支援システム(以下「システム」という。)において、対象保護者の情報に反映するものとする。なお、適用しないときは電子メールによりその旨を通知する。

2 市長は、前条第2項の申請を受けたときは、その内容を審査し、利用料の負担軽減を適用するときは、尼崎市乳児等通園支援事業利用料負担軽減適用通知書（様式第4号）により対象保護者に通知するとともに、システムにおいて、対象保護者の情報に反映するものとする。なお、適用しないときは電子メールによりその旨を通知する。

（適用期間）

第6条 利用料の負担軽減適用の期間は、次の各号のとおりとする。ただし、次条各号のいずれかに該当し、利用料の負担軽減適用を取り消したときは、その日の前日までとする。

- (1) 第3条第1号に該当する世帯 負担軽減適用開始の日から以後の最初の3月31日まで
- (2) 第3条第2号に該当する世帯 負担軽減適用開始の日から以後の最初の8月31日まで
- (3) 第3条第3号に該当する世帯 負担軽減適用開始の日から以後の最初の3月31日まで

（適用の取り消し）

第7条 市長は、対象保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料の負担軽減適用を取り消すことができる。

- (1) この要領又は関係法令等に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により利用料の負担軽減適用を受けたとき
- (3) 第3条第1号に該当する世帯で保護法第26条に基づき保護の停止又は廃止となったとき
- (4) その他当該対象保護者に利用料の負担軽減適用が不相当であると市長が認めたとき

（調査）

第8条 市長は、利用料の負担軽減の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、対象保護者に対し、報告を求め、又は調査を行うことができる。

（補則）

第9条 この要領に定めるもののほか、利用料の負担軽減の取扱いに関し必要な事項は、主管局長が別に定める。

付 則

（施行期日）

この要領は、令和8年4月1日から施行する。